
プロジェクト 保険契約

項目 第 32 回保険契約専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 32 回保険契約専門委員会（2019 年 8 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

コメント対応方針案

2. 現時点のコメント対応方針案は、IASB が ED を公表したこと自体に否定的な見解を持っているようにもみえる。また、適用時期をこれ以上延長するべきではないとの意見は、各論の適用時期のところで書けば、総括意見の中で書く必要はないのではないか。（作成者）
3. 実務上、システム対応が間に合わないような状況もあると思われるため、「例外的に許容せざるを得ないと考えるが、これ以上発効日を遅らせるべきではない」とまで言う必要もないのではないか。（作成者、監査人）
4. IFRS 基準が任意適用である日本固有の話としては、IFRS 第 17 号を早く適用してグローバルな企業との比較可能性を向上させることになるので、「これ以上発効日を遅らせるべきではない」との文言はあっても良いのではないか。（利用者）
5. 今回の 1 年延期提案は、準備作業を進める観点からは必要と考える。しかしそれ以上延長するとなると、むしろプロジェクトを残すコストの方が膨らむので、1 年超の延期は好ましくない。（作成者）
6. 修正提案に強く反対意見を述べるには至らないが、実務上の懸念はまだ多いのではないか。（監査人）

各論

（修正 ED で基準の修正の提案が行なわれた項目）

質問 1 範囲除外-保険契約の定義を満たすクレジットカード契約及び融資契約

7. IFRS 第 17 号から範囲除外される保険契約の定義を満たす契約について、ED ではクレジットカード契約が想定されているが、類似するものもあると考えられ、クレジ

ットカード契約に限定する必要はないのではないか。(監査人)

8. 保険契約の定義を満たすクレジットカード契約について、IFRS 第 17 号から範囲除外された結果として参照する基準は、ED では、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用を想定しているように見受けられるが、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用も検討してはどうか。(監査人)

質問 2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

9. 本件は、日本の保険商品にはあまり関係がないのではないか。(利用者)
10. 保険獲得キャッシュ・フローを繰り延べるにあたり、契約の更新をどのように見積るかに関するガイダンスが必要なのではないか。また、移行時の遡及適用も必要なのではないか。(利用者、監査人)
11. 将来の更新契約に係る保険獲得キャッシュ・フローを資産として認識することが提案されているが、これは概念フレームワークに沿った資産計上と言えるのか。(監査人)

質問 3 投資リターン・サービス等に帰属する CSM

12. ED の BC には投資リターン・サービスを提供する要件について記述があるが、当該要件は投資リターン・サービスの存在を決定づけるものではないとも説明されている。このため何かしらガイダンスが必要なのではないか。(監査人)

質問 4 保有している再保険契約 — 基礎となる保険契約に係る損失の回収

13. 元受契約が不利になった場合、再保険契約の方で利得がある場合にその再保険契約の利得を損益に認識するというのは理解できる。しかし、ED と同時に公表されたスナップ・ショットで、再保険契約が利得になっていない場合に再保険契約の損益(収益)を認識することになっている点は、理解が困難である。(監査人)
14. IFRS 第 17 号における「比例カバー」の定義が、実務上のものと比べると限定的であるとのEFRAGの懸念は日本においても存在する。(作成者、監査人)

質問 7 IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的免除

15. 実務が収斂していくために必要な期間として、発効日の 1 年間の延期は許容できる。(利用者)

質問 10 用語法

16. 投資要素（保険契約が、保険事故が発生するかどうかにかかわらず、すべての状況において保険契約者に返済することを企業に要求している金額）と保険料の払戻しの差異を明確にする必要があるのではないか。（作成者、監査人）

（検討して IFRS 第 17 号の修正を提案していない項目）

集約レベル

17. 他の契約者の CF に影響を及ぼす方法は種々あるため、影響を及ぼした結果も異なり得ると考えている。この観点から、IASB が言う「同じ会計上の結果を達成する」は、実現することが困難ではないか。（作成者）
18. マイナスの CSM を償却していくことが、実務上の唯一の解ではないか。（作成者）

以 上